

●愛知県からの意見

(1)根拠

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第11項及び児童福祉法第33条の20第11項の規定に基づき、市町村は、障害福祉計画及び障害児福祉計画(以下、「障害(児)福祉計画」という。)を定めようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならぬとされています。

「第7期犬山市障害福祉計画・第3期犬山市障害児福祉計画」策定にあたり、当該計画案に対し愛知県より、意見をいただきました。

(2)実施日時

令和6年1月29日に照会し、令和6年2月16日に回答がありました。

(3)意見及び計画案の修正

第一 障害者福祉計画

1. 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項

(総合支援法 88 条第 2 項の 1)

愛知県の意見	計画案の修正
○国指針では、福祉施設の入所者の地域生活への移行に関し、 <u>地域生活支援拠点等の効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進める(23)</u> ことと定められています。 貴計画において該当する部分が見受けられないため、記載する必要があると考えます。	当該項目を追加しました。 (p.103 表内)
○国指針では、相談支援体制の充実・強化等に関し、 <u>個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行う(27)</u> こと、また(指針第二 六「相談支援体制の充実・強化等」に関する) <u>これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保すること(27)</u> と定められています。 貴計画において該当する部分が見受けられないとため、記載する必要があると考えます。	当該項目を追加しました。 (p.108~109 表内及び文章内)

2. 各年度における障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み
 (総合支援法 88 条第 2 項の 2)

愛知県の意見	計画案の修正
<p>○ 国指針では、令和八年度までの各年度における指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの実施に関する考え方及び必要な量の見込みを定める。その際には、別表第一を参考とする。 (33)こととされています。</p> <p>貴計画において、<u>就労選択支援に係る部分が見受けられないため、記載する必要がある</u>と考えます。</p>	当該項目を追加しました。 (p.114 表内)
<p>○ 国指針では<u>重度障害者</u>の利用者数に関する記載が推奨されていますので、折を見て御検討ください。</p>	今回は対応していません。

3. 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
 (総合支援法 88 条第 2 項の3)

愛知県の意見	計画案の修正
<p>国指針に関連し、障企自発第 0108001 号「地域生活支援事業に係る障害福祉計画の作成について」2「障害福祉計画の作成に関する事項」においては、必須事業の内容、考え方及び見込み量等について定めるよう記載されています。</p> <p>貴計画においては、必須事業のうち以下の事業に関する記載が見受けられないため、関連する121頁以降に記載が必要と考えます。</p> <p>○ 相談支援事業のうち<u>住宅入居等支援事業</u>に関する記載</p>	当該項目を追加しました。 (p.122 表内及び文章内)

第二 障害児福祉計画

1. 障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標に関する事項

(児童福祉法 33 条の 20 第2項の 1)

2. 各年度における障害児通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み

(児童福祉法 33 条の 20 第2項の 2)

愛知県の意見	計画案の修正
意見なし	—

第三 国指針別表に係る事項

1. 別表第一

愛知県の意見	計画案の修正
<p>国指針では、障害福祉サービス等及び指定通所支援等の提供体制の確保に係る目標として成果目標を設定するとともに、成果目標を達成するため、別表第一に掲げる活動指標を計画に見込むことが適当である(19)旨が記載されています。</p> <p>このことに関しては、以下の項目の記載が必要と考えます。なお、特別な理由があって見込み量の記載を行わない場合には、その理由について記載する必要があると考えます。</p> <p>1. 地域生活支援拠点等 ○ <u>地域生活支援拠点等におけるコーディネーターの配置人数</u></p> <p>2. 発達障害者等への支援 ○ <u>ペアトレやペアプロ等の支援プログラム等の実施者数(支援者)</u></p> <p>3. 相談支援体制の充実・強化等 ○ <u>基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数</u> ○ <u>協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数(頻度)及び参加事業者・機関数</u> ○ <u>協議会の専門部会の設置数及び実施回数(頻度)</u></p>	<p>1. 該当項目を追加しました。 (p.103)</p> <p>2. 該当項目を追加しました。 (p.106 文章内)</p> <p>3. 該当項目を追加しました。 (p.109 表内)</p>